

『令和5年度町内再開事業者等光熱水費等補助金のご案内』

浪江町では町内にて事業を再開／新たに開始された事業者様を対象に事業所の電気料金・上下水道料金の補助を行います。令和5年度から**上限額が変更**になりました。また、他団体から電気代等の補助を受けている場合、その分は対象外です。

★補助率・上限額

補助金の額は、補助対象経費の**2分の1**とします。ただし、上限があります。製造業は**年60万円**、スーパーマーケットは**年45万円**、その他業種は**年30万円**です。

※ 補助金は原則1,000円未満切り捨てで計算願います。

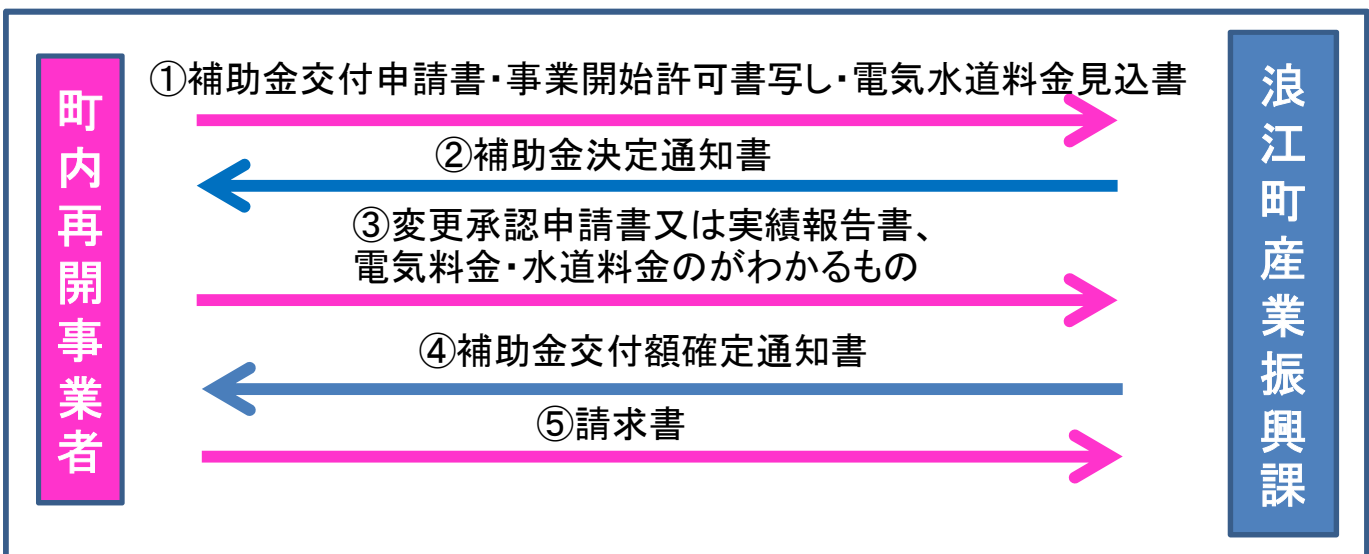
※ 下水道使用料に浄化槽の汲み取り料金は含みません。

※ 令和5年4月1日～令和6年3月31日までに請求のあった料金が対象です。

※ 住居と事業所等が一体となっている場合は、事業所等部分の延べ床面積がわかる平面図を提出してください。

※ 申請書類の不足や書類提出の遅れがないように注意してください。

補助金申請の流れ



【重要】

令和5年度分の補助金を受ける場合、補助金交付申請書、事業開始許可の写し、水道・電気料金の見込みを**7月14日(金)までに浪江町役場産業振興課まで提出してください**。期限日以降に新規創業・事業再開する場合を除き、期限までに提出がない場合の補助金支給はできかねますので、十分にご注意ください。

(問合せ)浪江町役場 産業振興課商工労働係TEL0240-34-0247